別府中学校いじめ防止基本方針

令和６年５月　改訂

枕崎市立別府中学校

別府中学校いじめ防止基本方針

【基本方針】

いじめは，どの子にも起こりうることを踏まえ，いじめの問題克服のために，全ての生徒をいじめに向かわせることなく，心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み，いじめを生まない土壌をつくるために，地域，家庭と一体となって継続的な取組を行う。

いじめ問題への学校の目標

全生徒に「いじめは決して許されない」ことを理解させ，生徒の豊かな情操や道徳心，自他の存在とお互いの人格を尊重し会える態度など，心の通う人間関係を構築する能力と素地を養う。

【いじめ防止対策委員会】

（内容）・年間を通した取組等についての検討
・年間の活動を検証し，次年度への計画の作成

（構成）校長，教頭，生徒指導主任及び各学年生徒指導担当者，養護教諭
その他必要に応じた関係者及び外部専門委員

ＰＴＡとの連携

○ 学級ＰＴＡ，学年ＰＴＡ，ＰＴＡ総会の活用

学　校　の　取　組

○未然防止
- いじめを考える週間の充実
- 生徒会によるいじめ防止活動
- 体験活動を通した人間関係づくり

○早期発見
- アンケートの実施（毎月１回）
- 定期教育相談による情報収集
- 相談態勢の確立（保護者への周知）

○対　応
- 対応組織の確立
- 被害者，加害者への適切なケア及び指導
- スクールカウンセラーの活用
- 関係機関との連携

市県教委との連携

○ 指導主事の派遣及び助言
○ いじめ問題対応チームの派遣及び助言
○ 研修等への講師派遣

関係機関との連携

○ 警察
○ 児童相談所
○ 市福祉課

【年　間　計　画】

	生　徒　関　係		職　員　関　係	検　証　関　係	
4月	・いじめ問題を考える週間（実態調査） ・心の教育の日 ・情報モラルに関する指導	年間を通して人権に関するアンケートを毎月実施	・生徒について語る会（毎週水曜日） ・生徒指導委員会	・年間の活動計画の検討	毎月実施するアンケートの分析と対応策の検討
5月	・望ましい人間関係づくり ・教育相談や三者面談 ・生徒自己評価		・ＰＴＡ総会（啓発）	・実態の分析及び対応策の検討	
6月			・校内研修（家庭訪問後理解）		
7月			・地域懇談会 ・職員の意識調査 ・保護者学校評価 ・学校評価委員会 ・民生委員と語る会 ・校内研修	・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認	
8月			・外部講師を招聘してのや講演等	・実態の分析及び対応策の検討	
9月	・いじめ問題を考える週間（実態調査） ・心の教育の日		・校内研修		
10月	・生徒会活動（引継）				
11月	・教育相談・三者面談		・学校評価委員会	・教育相談のまとめ	
12月	・人権週間 ・生徒自己評価		・地域懇談会 ・職員の意識調査 ・保護者学校評価	・学期の取組の総括及び次学期に向けての取組確認	
1月	・実態調査			・実態の分析及び対応策の検討	
2月	・生徒自己評価		・学校評価委員会 ・地域懇談会 ・職員の意識調査 ・保護者学校評価		
3月				・年間の総括及び次年度に向けての取組確認	

はじめに

いじめは，いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し，その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず，その生命または身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

枕崎市では，こうしたいじめの重大性を踏まえて，教育相談体制の整備，各学校でのいじめ防止教育や指導体制の確立，学校と教育委員会との綿密な連携，中学校区の小・中一貫教育を通した心の教育の充実などを通して，総合的にいじめ防止対策に取り組んできた。

また，平成２９年３月には文部科学省において「いじめ防止等のための基本的な方針」見直され，平成２９年１０月には鹿児島県教育委員会において「鹿児島県いじめ防止基本方針」の見直しが行われた。それに伴い，枕崎市においても平成３０年２月に「枕崎市いじめ防止基本方針」が改定された。

そこで，本校においても，別府中学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）の見直しを行い，これまでの学校での取組をより実効的なものとし，学校・地域住民・家庭その他の関係者が連携して，いじめ問題の克服に向けて取り組み，いじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のための対策を総合的かつ効果的に推進していくことにした。

１ いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは，全ての児童生徒に関する問題である。いじめの防止等の対策は，全ての生徒が安心して学校生活を送り，様々な活動に取り組むことができるよう，学校の内外を問わず，いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また，全ての生徒がいじめを行わず，いじめを認識しながら放置することがないよう，いじめの防止等の対策は，いじめが，いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて，生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて，いじめの防止等の対策は，いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ，学校，地域住民，家庭その他の関係者の連携の下，いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

２　いじめの防止等に関する基本的な考え方

(1)　いじめの定義

「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号）
（定義）
第２条この法律において「いじめ」とは，児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって，当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
２　この法律において「学校」とは，学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する小学校，中学校，義務教育学校，高等学校，中等教育学校及び特別支援学校（幼稚園を除く。）をいう。
３　この法律において「児童等」とは，学校に在籍する児童又は生徒をいう。
４　この法律において「保護者」とは，親権を行う者（親権を行う者のいないときは，未成年後見人）をいう。

ア　いじめの認知

○　特定の教職員のみによることなく，第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

イいじめの判断

○　表面的・形式的に行わない。
○　いじめられた生徒の立場に立つ。
○　「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。
○　いじめられていても，本人がそれを否定する場合があることを踏まえ，生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する。
○　いじめられた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認する。
○　いじめられた生徒の感じる被害性に着目して見極める。
・　外見的にはけんかのように見える場合など
・　インターネット上で悪口を書かれた生徒がそのことを知らずにいるような場合など
○　いじめに当たると判断した場合にも，全てが厳しい指導を要するとは限らない。
・好意から行った行為が心身の苦痛を感じさせてしまったような場合など

【いじめの態様（例）】

○　冷やかしやからかい，悪口や脅し文句，嫌なことを言われる
- 不快に感じるあだなをつけられ，しつこく言われる
- 容姿や言動について，不快なことを言われる
- 「消えろ」「死ね」などと存在を否定される

○　仲間はずれ，集団による無視をされる
- 遊びや活動の際，集団の中に入れない
- わざと会話をしない
- 席を離す，避けるように通る

○　軽くぶつかられたり，遊ぶふりをして叩かれたり，蹴られたりする
- ぶつかるように通行する，通行中に足をかけられる
- 遊びと称して，よく技をかけられたり，叩かれたりする
- 叩かれたり，蹴られたりすることが繰り返される

○　ひどくぶつかられたり，叩かれたり，蹴られたりする

○　金品をたかられる
- 脅されてお金や品物を要求される
- 筆記用具を何度も貸しているが返却されない

○　金品を隠されたり，盗まれたり，壊されたり，捨てられたりする
- くつを隠される
- 持ち物を取られ，傷をつけられる，ゴミ箱に捨てられる

○　嫌なことや恥ずかしいこと，危険なことをされたり，させられたりする
- 机や壁に誹謗中傷を書かれる
- 人前で衣服を脱がされる
- 脅されて万引き等をさせられる

○　パソコンや携帯電話等で，誹謗中傷や嫌なことをされる
- ブログや掲示板に誹謗中傷や事実と異なることを書かれたり，個人情報や恥ずかしい写真を掲載される
- いたずらや脅しのメールを送られる
- ＳＮＳのグループからわざと外される

(2)　いじめの防止

（いじめの禁止）
第４条　児童等は，いじめを行ってはならない。
（学校におけるいじめの防止）
第15条　学校の設置者及びその設置する学校は，児童等の豊かな情操と道徳心を培い，心の通う対人関係能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ，全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。
２ 学校の設置者及びその設置する学校は，学校におけるいじめを防止するため，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民その他の関係者との連携を図りつつ，いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

ア　全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点

○　「いじめは決して許されない」ことの理解を促す。
○　豊かな情操や道徳心，自分の存在と他人の存在を等しく認め，お互いの人格を尊重し合える態度など，心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
○　いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し，その改善を図り，ストレスに適切に対処できる力を育む。

イ　学校の取組

○　全ての生徒が安心でき，自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりに努める。
○　日頃から，生徒及び保護者との信頼関係を構築する。
○　地域や関係機関との連携を図る。
○　いじめの防止のための生徒の自主的な取組を支援する。
○　いじめの防止の重要性を，生徒，教職員，保護者等に対し，資料等を活用して学習・研修，啓発する。

(3) いじめの早期発見

（いじめの早期発見のための措置）
第16条学校の設置者及びその設置する学校は,当該学校におけるいじめを早期に発見するため,当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他必要な措置を講ずるものとする。
2 国及び地方公共団体は，いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
3 学校の設置者及びその設置する学校は，当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
4 学校の設置者及びその設置する学校は，相談体制を整備するに当たっては，家庭，地域社会等との連携の下，いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

ア 早期発見に向けて
- ○ 全ての大人が連携し，生徒のささいな変化に気付く力を高める。
- ○ いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ○ ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いを持って，早い段階から的確に関わりを持つ。
- ○ いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

イ 学校の取組
- ○ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施，相談窓口の周知等により，生徒がいじめを訴えやすい体制を整える。
- ○ 地域や家庭と連携して生徒を見守る。

(4) いじめへの対処

（いじめに対する措置）
第23条 学校の教職員，地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は，児童等からいじめに係る相談を受けた場合において，いじめの事実があると思われるときは，いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他適切な措置をとるものとする。
2 学校は，前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，速やかに，当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに，その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。
3 学校は，前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には，いじめをやめさせ,及びその再発を防止するため,当該学校の複数の教職員によって,心理,福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。
4 学校は，前項の場合において必要があると認めるときは，いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を受ける等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。
5 学校は，当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては，いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう，いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。
6 学校は，いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし，当該学校に在籍する児童等の生命，身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し，適切に，援助を求めなければならない。

ア いじめが確認された場合の対応
- ○ 組織的な対応を行う。
- ○ いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ○ いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する。
- ○ 家庭や教育委員会への連絡・相談や，事案に応じ関係機関と連携する。

イ 学校の体制整備
- ○ 日頃から，いじめを把握した場合の対処の在り方について，理解を深めておく。

(5) 教職員の資質の向上

（学校の設置者の責務）
第７条　学校の設置者は，基本理念にのっとり，その設置する学校におけるいじめの防止等のために必要な措置を講ずる責務を有する。
（学校及び学校の教職員の責務）
第８条　学校及び学校の教職員は，基本理念にのっとり，当該学校に在籍する児童等の保護者，地域住民，児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ，学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに，当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは，適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

ア　教職員の資質向上の必要性
- ○　いじめの問題の解決には一人一人の教職員の力量に期するところが極めて大きいことから研修等を通して資質向上を図る必要がある。
- ○　いじめの問題に対し，正しい共通認識及び適切な対処を行うため，いじめの問題への対処の在り方について，理解を深めておく必要がある。

イ　学校の体制の整備
- ○　教職員がいじめの問題に対して，態様に応じた適切な対処ができるよう，教職員の研修の機会を充実させる。
- ○　心理や福祉の専門家を活用して，教職員のカウンセリング能力等の向上のための校内研修等を充実させる。

(6) 家庭，地域との連携

（保護者の責務）
第９条　保護者は，子の教育について第一義的責任を有するものであって，その保護する児童等がいじめを行うことのないよう，当該児童等に対し，規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
２　保護者は，その保護する児童等がいじめを受けた場合には，適切に当該児童等をいじめから保護するものとする。
３　保護者は，国，地方公共団体，学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
４　第一項の規定は，家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものと解してはならず，また，前三項の規定は，いじめの防止等に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

ア　家庭との連携
- ○　ＰＴＡや地域の関係団体等と学校が，いじめの問題について協議する機会を設ける。
- ○　いじめ問題について，規範意識の醸成など，家庭と連携した対策を推進する。

イ　地域との連携
- ○　より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため，学校と地域，地域と家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(7) 関係機関との連携

（関係機関との連携）
第17条　国及び地方公共団体は，いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援，いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめ防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係省庁相互間その他関係機関，学校，家庭，地域社会及び民間団体の間の連携強化，民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

ア　連携の必要性
- ○　学校や教育委員会の指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには，関係機関（警察，児童相談所，医療機関，法務局等）との適切な連携が必要である。

イ　連携に向けて
- ○　警察や児童相談所等と適切な連携を図るために，日頃から，関係機関の担当者の窓口交換や連絡協議会の開催など，情報共有体制を構築しておく。
- ○　法務局など，学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知する。

３　学校が実施する施策

(1)　学校いじめ防止基本方針の策定

（学校いじめ防止基本方針）
第13条　学校は，いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し，その学校の実情に応じ，当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本な方針を定めるものとする。

各学校は，国や県，市の基本方針を参考にして，自らの学校として，どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や，取組の内容等を明確にするために「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」と記す。）として定める。

(2)　学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）
第22条　学校は，当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため，当該学校の複数の教職員，心理，福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

ア　いじめの防止等の対策のための組織　【いじめ防止対策委員会：毎月１回実施】

日頃からいじめの問題等，生徒指導上の課題に関して組織的に対応するために設置している組織である「生徒指導委員会」を，いじめ防止等の措置を実効的に行う組織に充てる。

イ　組織の構成員

管理職や生徒指導主任及び各学年の生徒指導担当教員,養護教諭等をもって通常は構成する。状況に応じて，学級担任や部活動顧問など関係の深い教職員を追加するようにする。

さらに，重大事態への対応として，当該事案の性質に応じて適切な専門家を加えるなど心理や福祉の専門家，スクールカウンセラー，学校評議員など外部専門家が参加しながら対応するようにする。

関　係　機　関	電　話　番　号
枕崎市教育委員会	７２－０１７０
枕崎市福祉課	７２－１１１１
枕崎警察署	７２－０１１０
南薩教育事務所	0993-52-1280
県警察本部（少年サポートセンター）	099-232-7869
県総合教育センター教育相談課	099-294-2311
県中央児童相談所	099-264-3003

ウ　組織の役割

当該組織は，学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。

- 具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録，共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があったときには，緊急会議を開いて，いじめの情報の迅速な共有，関係のある生徒への事実関係の聴取，指導や支援の体制・対応方針の決定，保護者との連携といった対応を組織的に実施するための役割

エ　情報の共有

当該組織は，いじめの防止等の中核となる組織として，的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき，共有された情報を基に，組織的に対応できるような体制とすることが必要である。特に，いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり，当該組織が，情報の収集と記録，共有を行う役割を担うため，ささいな兆候や懸念，生徒からの訴えを，抱え込まずに全て当該組織に報告・相談する。加えて，当該組織に集められた情報は，個別の生徒ごとなどに記録し，複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ることが必要である。

オ　定期的な点検・見直し

当該組織は，学校の学校基本方針の策定や見直し，学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや，いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証，必要に応じた計画の見直しなど，学校のいじめの防止等の取組についてＰＤＣＡサイクルで検証を行う。

(3)　学校におけるいじめの防止等に関する措置

ア　いじめの未然防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ，全ての生徒を対象に，いじめに向かわせないための未然防止に取り組む必要がある。

未然防止の基本は，生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育て，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。

また，集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，いたずらにストレスにとらわれることなく，互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることも大切である。

さらに，教職員の言動が，生徒を傷つけたり，他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう，指導の在り方に細心の注意を払うとともに，次の８項目について十分留意し，指導する。

- 道徳教育や特別活動等をとおして，生徒同士の好ましい人間関係を築く。
- いじめは絶対に許さないという教職員の姿勢を示す。
- いじめは許さないという自分の意志によって行動がとれるよう指導する。
- いじめを見て見ぬふりはしないよう指導する。
- 一人で悩まずに，家族・学校・友だち・関係機関等に相談するよう指導する。
- いじめについて考えさせる場を計画的に設ける。
- 行事等をとおして，学級・学年・学校の集団の連帯感を深める。
- いじめ解決に向けた，児童生徒の主体的な活動を支援する。

学校は，これらの取組について，家庭・地域と協力し合い，取組を推進していく。

イ　いじめについての共通理解

(ｱ) 校内研修や職員会議で学校の基本方針の周知を図り，「いじめ問題を考える週間」等で，全校生徒を対象に，いじめに関する講話等を行う。

(ｲ) 生徒理解の時間を学年職朝の中に位置づけ，情報の共有化を図るとともに，生徒指導係は生徒指導委員会で報告をする。

(ｳ) 「いじめ問題を考える週間」を中心に，年間を通じて，適宜，生徒がいじめの問題について学ぶ時間を設定する。

ウ　いじめに向かわせない態度・能力の育成

(ｱ) 生徒会活動・生徒総会等でのいじめ防止についての主体的な話し合いと取組を推進する。（標語・ポスター募集）

(ｲ) 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実を図る。

- 命の教育を含めた道徳教育を全教育活動を通じて充実させ，生徒の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する態度を育む。
- 人権尊重の視点から，全教育活動を通じて，生徒一人一人に「いじめは絶対に許されない」という態度を育む。

(ｳ) 自主的・体験的活動の推進による自尊感情と好ましい人間関係の構築を図る。

(ｴ) 心のつながりを深めるあいさつ運動を推進する。

(ｵ) 豊かな感性を培う読書活動の推進を図る。

エ　いじめが起きにくい集団の育成

(ｱ) 教師は，人間関係作りという視点から学級教育目標を立て，日々の学級経営に反映させる。

(ｲ) 「いじめは絶対に許されない」という学級づくり，学校づくりに努める。

(ｳ) 一人一人のよさを活かした，分かる・できる授業づくりを推進する。

(ｴ) 人間関係を把握し，一人一人が活躍できる場を設定する。

(ｵ) コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。

(ｶ) 人間関係を深める異学年交流を推進する。

(ｷ) 保護者同士のコミュニケーションがより図れるよう，適切なＰＴＡ活動を進める。

(ｸ) 担任がＰＴＡ学年学級活動に参加し，情報収集等，いじめ発生防止に努める。

オ　生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

(ｱ) すべての教育活動を通して，生徒が主体的に行動し，他者の役に立っているという自己有用感や，自分自身のよさを認め，自分は大切な存在であると思える自己肯定感を高める。

(ｲ) 全校集会等での表彰式や学校だより等を利用し，生徒の頑張りを多くの他の生徒や保護者等に紹介し，自己有用感を高める。

(ｳ) 教師は，暴言などの否定的な発言をせず，プラス思考の発言に努める。

(4) いじめの早期発見について

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり，遊びやふざけあいを装って行われたりするなど，大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し，ささいな兆候であっても，いじめではないかとの疑いをもって，早い段階から的確に関わりを持ち，いじめを隠したり軽視したりすることなく，いじめを積極的に認知することが必要である。

そのために，日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め，生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つことである。そこで，次の６項目において組織的・計画的に実践する。

早期発見のための６項目	担当	具体的な取組
○　アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導係	・「人権に関するアンケート」毎月 ・「いじめアンケート」　4月･9月･1月
○　県作成の「いじめ対策必携」の活用	生徒指導係	・生徒指導事例研修や学年部での読み合わせと確認（学期始め，問題発生時）
○　定期的な教育相談による生徒の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・教育相談週間の設定
○　スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	生徒指導係	・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの案内文の配布と周知
○　管理職をはじめ，全教員による校内巡視等の実施	全職員	・朝，昼休み時間の校内巡視（生徒指導部を中心に）
○　学校便りやＰＴＡの会合を通じた学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 学級担任	・学校便りや学級通信，ＰＴＡの会合，民生委員との情報交換会などの取組

(5) いじめの早期対応について

(ｱ)　「組織」を核とした対応

いじめを認知した場合には，迅速で組織的な対応を心がけ，「組織」を核として，情報の共有を図るとともに，いじめを受けた生徒への支援，いじめを行った生徒への指導，周囲の生徒へのケア等について，教職員の役割分担を明確にし，必要に応じて市教育委員会へ報告し，指導・助言を受ける。

(ｲ)　いじめを受けた生徒への対応

いじめを受けた生徒の安全を直ちに確保してから，いじめを受けた生徒の側に立ち，絶対に守りとおすという姿勢を明確に伝え，共感しつつ話をよく聴き，いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

また，具体的な対応を示し，必ず解決することを伝え，安心感を与えるとともに，注意深く見守り，安心感をもたせながら支援を行う。

必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し，生徒の心のケアを図る。

(ｳ)　いじめを行った児童生徒への対応

いじめを行った生徒からも，十分に話を聴き，いじめの内容や関係する生徒などの事実関係を明らかにする。

その後，いじめは人間の生き方として絶対に許されない，卑怯な行為であることを理解させて，すぐにいじめをやめさせるとともに，傷ついた相手の気持ちを理解させ，心から謝罪できるように指導する。

さらに，学校の「組織」が中心となって組織的・継続的に見守り，指導を徹底する。生徒の発達上の悩みや葛藤などについても十分に配慮し，立ち直りを支援していく。そのために必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用し，生徒の心のケアを図る。

(ｴ)　いじめを通報した生徒等への対応

学校は，通報した生徒のプライバシーが完全に守られるよう，十分に配慮する。また，勇気をもって教職員にいじめを通報した生徒を十分称賛するとともに，守り通すことをはっきり伝え，いじめを通報した生徒の安全を確保するための取組を徹底する。

(ｵ)　いじめを行った集団及び周囲の生徒への対応

いじめている生徒のまわりで，一緒になって見ていることなどは，いじめ行為と同じであることを理解させる。さらに，いじめられている生徒の気持ちになって考えると，何もしないでいることは，いじめを行ったのと同じように思われることに気付かせる。

また，いじめは，他人事ではなく，自分の問題として考えさせるとともに，いじめを見かけたら，すぐに知らせる勇気をもたせる指導を行う。

(ｶ)　保護者への対応

いじめを受けた生徒の保護者に対しては，家庭訪問し，丁寧に状況を説明するとともに，学校としての取組方針を伝え，誠実に対応する。

いじめを行った生徒の保護者に対しても，家庭訪問し，丁寧に状況を説明するとともに，学校としての指導方針を伝え，協力を求める。

学校は，双方の保護者ともに連絡を密にし，謝罪の場を設けるなど，誠意を尽くした対応を続けるとともに，保護者の心のケアを図るため，必要に応じて，スクールカウンセラーや臨床心理相談員等を活用する。

(ｷ)　地域や家庭，関係機関等への対応

学校は，学校評議員，ＰＴＡ等地域の関係団体等と，いじめ問題について協議する機会を設けたりするなど，いじめ問題に対して地域や家庭と連携した対策を日頃から推進することが必要である。また，いじめを発見した場合は，必要に応じて協力を依頼することも考えられる。

さらに，いじめの問題における指導において，十分な効果を上げることが困難な場合などには，児童相談所や警察などの関係機関との適切な連携が必要である。

【いじめ問題等への基本的な対応の流れ】

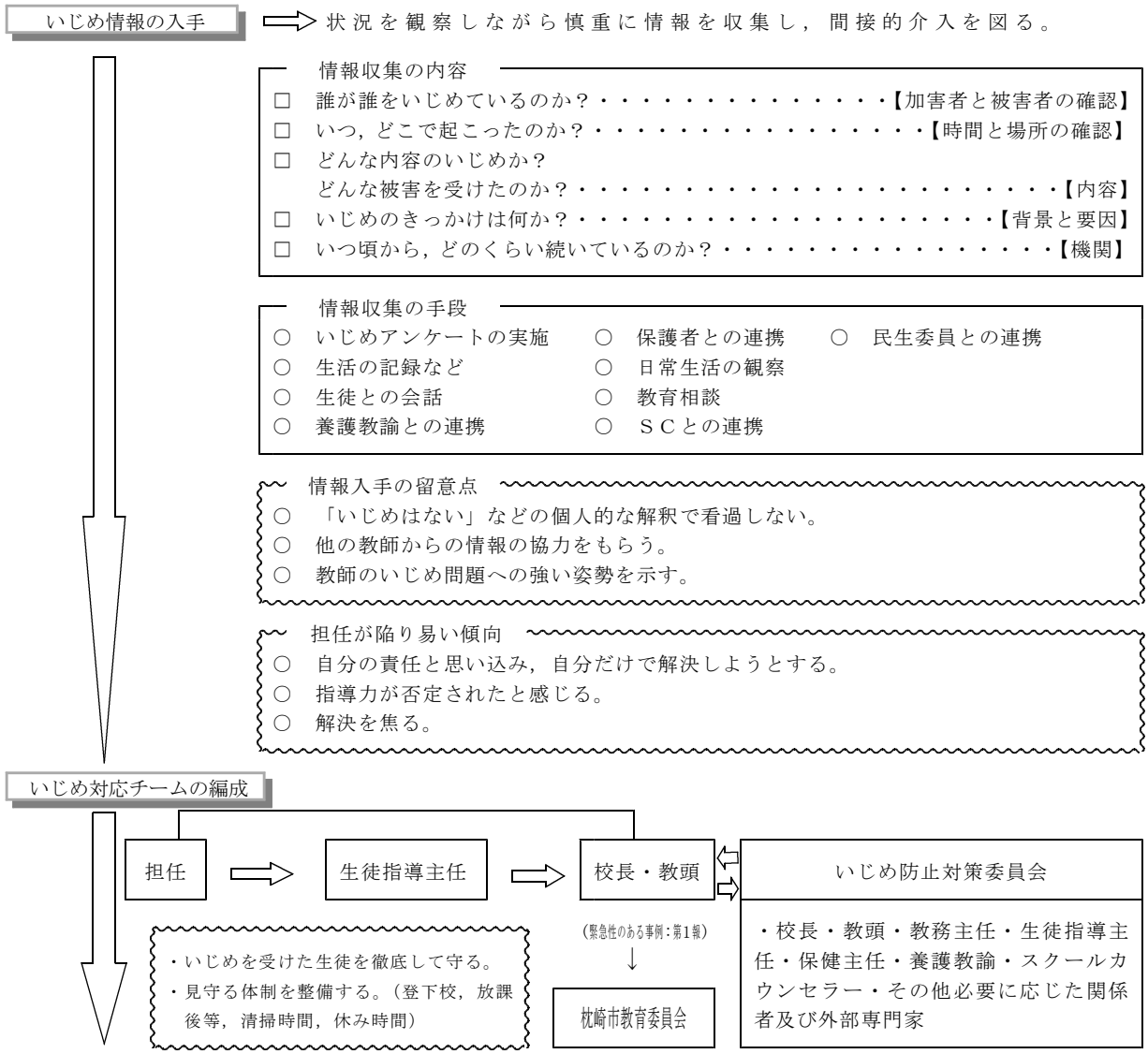

対応方針の決定・役割分担

対応方針会議での協議内

○　緊急度の確認（命に関わる可能性があるか）
○　詳細な調査の必要性（調査の内容と方法の検討）
○　具体的な指導・援助の方針の検討
　（役割分担，支援チームの構成）
○　事情聴取や指導の際に留意すべきことの確認
○　保護者への対応
○　関係機関との連携の方向性

⇨ 対応方針について

市教育委員会へ相談

【教頭】

役割分担

【担任，教頭】・いじめを受けた生徒の事情聴取と支援
　　・いじめた生徒の事情聴取と指導
　　↓
　　校長へ報告　→　指示
【教頭】・保護者への対応
　　・関係機関への対応
　　・教育委員会へ対応方針について連絡・相談
【生徒指導主任】・周囲の生徒と全体生徒への指導

正確な実態把握・支援・指導・保護者との連携

生　徒

○　いじめを受けた生徒，いじめた生徒，周囲にいる者から個別に聴き取りを行う。
○　いじめの状況，いじめのきっかけ等をじっくり聴き，事実に基づく指導を行えるようにする。
○　事情聴取は，被害者→周囲にいる者→加害者の順に行う。
○　情報の食い違いがないか，複数の教員で確認しながら聴取を進める。
○　聴取を終えた後は，当該生徒を自宅まで送り届け，教員（教頭同行）が保護者に直接説明する。

保護者

○　直接会って，具体的な対策を話す。
○　協力を求め，今後の学校との連携方法を話し合う。

具体的な対応の仕方

いじめを受けた生徒への基本的な関わり方

①　生徒の安全の確保に配慮して安心させ，生徒との信頼関係を築く。
②　生徒の話を聴くことを重視し，その思いを受け止め，共感的理解に努める。
③　具体的支援については，本人の意思や希望を大切にし，意向を確認しながら進める。

上記のポイントを押さえながら，いじめを受けた生徒の心のケアを心がけていく。

いじめを受けた生徒への対応

①　いじめを受けた生徒を必ず守り通すという姿勢を明確にするとともに，秘密を守ることを約束し，安心感を与える。
②　つらさ，悔しさ等を温かく受け止め，本人の意思を確認しながら今後の対応を一緒に考える。
③　決して一人で悩まず，大人に相談することの重要性を伝える。
④　良い点を励ますなど，自信回復への積極的支援を行う。
⑤　自己肯定感を回復できるよう，学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。
⑥　仲直りして問題が解決したと考えず，その後の行動や心情をきめ細やかに継続して見守る。

いじめを受けた生徒と個別面談をする際の留意点

①　秘密が守られる環境を用意する。
②　焦らずせかさず共感的に接する。
③　心の整理をする時間を確保する。
④　むしろ，これまでよく耐えてきたと肯定的に受け止めて返す。
⑤　まずは，教師＝味方の関係からスタートする。指導は心のケアの次の段階で考える。

いじめた生徒への基本的な関わり方

① いじめる行為が「命に関わる重大なこと」であり，「決して許されない」という毅然とした態度で臨む。
② いじめを受けた生徒の心の痛みに気付かせながら，いじめを受けた気持ちや状況などを受容的，共感的な態度で十分に聴き，いじめる行為の背景を理解して対応する。
③ 心理的な孤立感・疎外感を与えないようにするなど，一定の教育的配慮のもと，粘り強い指導を行う。

上記のポイントを押さえながら，解決を急ぐあまりに不満や遺恨を残したり，陰湿化が潜在化したりすることがないように注意深く継続的に指導していく必要がある。

いじめた生徒への対応

① いじめを受けた生徒の心理的・肉体的な苦痛を十分理解させ，いじめが人間として許されない行為であることを分からせる。自ら反省し，謝罪したいという気持ちを抱けるようになるまで，個別のかかわりを継続する。
② 当事者だけでなく，周りの子どもからの情報を収集し，実態を把握する。
③ 集団によるいじめも視野に入れて，集団内の力関係や一人一人の言動を正しく分析して指導にあたる。
④ 何がいじめであるかなど，いじめの定義や内容等についてしっかりと理解させる。
⑤ 不満や充足感を味わえない心理等を十分理解し，学校生活に目的をもたせ，人間関係や生活体験を豊かにする指導を根気強く継続して行う。
⑥ いじめた子どもの家庭や地域での状況，人間関係や生活経験等についても把握しておく。
⑦ 場合によっては，警察等の協力や出席停止措置をとる。
⑧ いじめが解決したと見られる場合でも，継続して十分な注意を払い，折に触れて必要な指導を行う。

いじめた生徒と個別面談をする際の留意点

① ”開き直り”に対処する。
暴力行為について「ただ遊んでいるだけ」などと教師や保護者を自分の都合の良い方向に言いくるめようとすることがあるが，終始毅然とした態度で「あなたがしたことは暴力である」という姿勢を貫くことが大切である。
② 「被害者にも非がある」と認めてはならない
「確かに，○○（いじめを受けた生徒）にも非はあるよね」と認めてはならない。「○○も悪いと言ったから，自分は悪くない」と自分の都合の良い方向に解釈することがある。
③ ”いじめ”というこ言葉を使わずに指導する。
いじめた行為を指摘すると，「ただ，借りていただけ」と自分の都合の良いように取り繕おうとする生徒もいる。「自分の物がなくなったり，他の人が使っていたりしたら，あなたはどう思う？」「相手が，ただ借りていただけと言ったら，どんな気持ちになる？」というように,”いじめ”という言葉を使わずに，その加害者が行った具体的な行為に焦点をあて，それはいけない行為なのだと指摘する。

いじめを受けた生徒の保護者への対応

① 発見したその日に，家庭訪問等で保護者に面談し，事実関係を伝える。
② 学校の把握している実態や経緯等を隠さず伝える。
③ 学校の指導方針を伝え，今後の対応について協議する。
④ 保護者のつらい気持ちや不安な気持ちを共感的に受け止める。
⑤ 学校として子どもを守り通すことを十分に伝える。
⑥ 家庭での子どもの変化に注意してもらい，些細なことでも相談するように伝える。
⑦ 場合によっては，緊急避難としての欠席や転校措置等の申し出に対して弾力的に対応する。

いじめた生徒の保護者への対応

① 責めるのではなく，事実を正確に伝え，いじめを受けた子どもや保護者の気持ちに共感してもらう。
② 「いじめは決して許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し，事の重大さを認識させ，家庭での指導を依頼する。
③ 担任等が仲介役となり，いじめを受けた生徒の保護者と協力して，いじめを解決するために保護者同士が理解し合うように要請する。
④ 子どものより良い成長を図るために，今後の関わり方などを一緒に考え，具体的な助言を継続して行う。

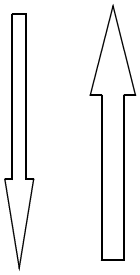

傍観者等への対応

① いじめを受けた生徒の気持ちについて話し、いじめは人の命に関わることで、絶対に許されないことであることを指導する。
② はやし立てたり，見て見ぬふりをする行為も、いじめを肯定していることを理解させる。
③ 見て見ぬふりをする行為の背景にある心理等について共感的に理解した上で，互いの個性を認め合うことや望ましい人間関係等について指導する。
④ いじめを訴えることは，チクリではなく，正義に基づいた勇気ある行動であることを指導する。

指導体制の検討・今後の対応 → 状況を分析し，事実関係の確認や問題点の明確化を図り，問題解決に向けてのプランを立てる。新しい検討事項が入ったら，指導体制を再検討していく。

いじめ対応チームによる対応

○ 学校生活での意図的な観察及び助言
（該当生徒と周りの生徒の状況）
【学級担任，養護教諭】
○ 学級担任へのサポート（情報交換，学級づくりへの支援）
【生徒指導主任・管理職】
○ 保護者との連携支援
【学級担任・管理職】
○ 関係機関との連携支援
【管理職，スクールカウンセラー】
○ その後の状況について教育委員会へ報告
【管理職】

4 重大事態の発生と緊急対応

(1) 重大事態の意味

○ 生命，心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第２８条第１項第１号に係る事態）
- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神症の疾患を発症した場合

いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。

○ 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第２８条第１項第２号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ，年間３０日を目安とする。ただし，生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合には，上記目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，迅速に調査に着手する。

生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への緊急対応

ア 重大事態の報告

重大事態を認知した場合，学校は市教育委員会に報告する。

イ 全校体制による緊急対応

学校の「いじめの防止等の対策のための組織」は，市教育委員会と連携して全校体制で対応する。
- 事態の状況確認，情報収集，情報整理
【生徒指導部】
- 生徒の状況確認と支援・指導，生徒・保護者・教職員の心のケア
【保健部】
- ＰＴＡ・警察などとの連携など
【管理職】

(3) その他留意事項

ア 心のケア

いじめられた生徒及びその保護者はもちろんのこと，調査そのものが調査対象の生徒や保護者に心的負担を与えることも考慮し，調査の実施と並行して，臨床心理相談員やスクールカウンセラーを派遣を依頼する。

イ 調査に当たっての説明等

(ｱ) いじめられた児童生徒及びその保護者に対して

・　調査方法や調査内容について，十分説明し，合意を得ておく。
・　調査経過についても，適時・適切な方法で報告する。

(ｲ)　調査対象の生徒及びその保護者に対して

・　調査によって得られた結果については，分析・整理した上で，いじめられた生徒及びその保護者に情報提供する旨を十分説明し，承諾を得ておく。

ウ　報道取材等への対応

プライバシーへの配慮を十分に行い，事実に基づいた，正確で一貫した情報を提供するために，学校と市教育委員会が十分連携して対応する。

なお，自殺については，連鎖（後追い）の可能性等を踏まえ，ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

エ　学校いじめ防止基本方針の公表

学校いじめ防止基本方針を，本校ホームページにのせ，生徒一人一人のいじめ防止への理解と認識を深め，実践への意欲喚起を図る。

令和６年５月　改訂
枕崎市立別府中学校